

# 関係住民への意見聴取結果と 意見に対する取組状況と考え方及び 整備計画への反映について

---

令和6年10月

国土交通省 九州地方整備局  
熊本河川国道事務所  
熊本県 土木部 河川港湾局  
河川課



- パブリックコメント、公聴会、学識者懇談会でいただいた意見の内容について、河川管理者としての意見に対する取組状況と考え方を示すとともに、整備計画への反映について検討した。
- 主な意見の概要については以下のとおり。

分野	意見の概要
①治水－流域治水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水という新しい哲学のもと、川づくりをするということ。全ての人ができることをやること、(河川管理者は)川の中から外へより目を向けていかねばならないということである。これは、平成9年の河川法改正並みの大きな転換である。</li> <li>・堤内地の土地利用をどう考えるかは、災害リスクとリンクして考えなければならない。</li> <li>・実質的な治水安全度のことを考えなければならない。今回の変更で<math>w=1/30</math>から<math>w=1/60</math>に河川の安全度があがっても、これまで人の住んでいなかったエリアに人が住むようになってしまっは、安全度が上昇したとは言えない。そのようなことにならないよう、流域住民への啓発を忘れてはならない。</li> <li>・最近雨の振り方が年々強くなっている。河川内のみでの対策だけでなく、河川区域外でも、降った雨を一時的に貯める貯留施設などを設置する対策を進めて行って欲しい。</li> </ul>
②治水－洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標とする流量である<math>4600\text{m}^3/\text{s}</math>の規模感が理解しづらいです。今の安全度から整備計画が完了した場合、どの程度安全度が向上するのか明記された方が整備計画の効果が理解できるのではないのでしょうか？(私の理解不足で他のページに表現してあげばすいません)</li> <li>・内水対策について、支流である竜野川の整備が進むことは大変良いことだが、甲佐町内におけるその他の支流においても毎年のように内水氾濫が起きているが、整備の計画はないのか</li> <li>・御船川の河道掘削について、早期かつ確実に実施願います。併せて、「ヨシ」「土砂」等の撤去をお願いします。</li> </ul>

分野	意見の概要
②治水－洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤川や浜戸川など下流とのバランスがとれる県区間の整備についても推進をお願いします。</li> <li>・2016年(平成28年)と2023年(令和5年)の洪水については、2013年(平成25年)の河川整備計画の期間内での出来事であり、近年の出来事なのでページ数が増えても説明を入れておくべき。</li> <li>・ここで触れてはあるが、2027年には100年となる昭和2年高潮の被害が忘れ去られがちである。ぜひとも大きく取り上げていただきたい。</li> </ul>
③維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の改築も必要だが、子供のころは水質がきれいで、川の中にヨシや竹等の樹木も繁茂してなかった。今ではイノシシやシカが我々の水田に出てくるような状況。早急に対応してほしい。</li> <li>・いつ計画並、以上の豪雨があるかわかりません 洪水調節容量内の堆砂については速やかに除去し、容量を確保していただくとともに、今後も維持管理をお願いします。</li> </ul>
④環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の改善を進めるのであれば、全区間で河川AAを目指さないとダム建設以前の清流緑川は戻ってこないと思う。</li> <li>・上流にダムが出来てから、川砂、砂利が減ってきており、川底にはヘドロが堆積している。昔は砂浜が見られ、砂が流れることで川も綺麗になっていた</li> <li>・外来植物の対策について、流域としての具体の施策の展開が必要。</li> <li>・セボシタビラは絶滅危惧種であるため、確実に保全しなければならない。</li> <li>・堰の改築においては、効果的な魚道の整備も併せて行ってほしい。</li> </ul>

分野	意見の概要
⑤歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"><li>・「緑川固有の文化・歴史」としているが、水運や多くの石橋など、その文化を育んできた歴史的背景にほとんど触れていない。</li><li>・緑川流域の多くの石橋群などをはじめとする文化遺産の価値付けと、積極的な保存、活用を図るとすべきではないだろうか。</li><li>・緑川は古地図をまとめたような資料はあるか。そういった伝統や守らないといけないものを明らかにしておけば整備の際も役立つと思う。</li></ul>
⑥景観・利活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・川尻校区を中心にまちづくりに取り組んできたが、校区だけのまちづくりだけでは駄目なのではないかと感じている。加勢川下流域を対象に、川を中心として、まちづくりにチャレンジしようと思っている。</li></ul>
⑦その他 (整備計画全般)	<p>「年超過確率を30分の1を60分の1にする。」などの専門的な用語について、一般の人が理解できるように説明してほしい。</p>

## 意見の内容

・流域治水という新しい哲学のもと、川づくりをするということ。全ての人ができることをやること、(河川管理者は)川の中から外へより目を向けていかねばならないということである。これは、平成9年の河川法改正並みの大きな転換である。

## 意見に対する取組状況と考え方

■本整備計画の対象となるこれからの時代は、昨今の異常気象による水災害の頻発・激甚化及び川に対するニーズの多様化への対応に向けた展開として、治水対策の進捗と併せ、住民の防災意識向上やまちづくりとの連携、水辺空間の多様性をさらに強く意識し、沿川住民にとって安全で心地よい空間の創出と緑川の歴史・文化を継承した川と動植物・地域との共生をハード・ソフト両輪で目指します。

また、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、必要に応じて再生を図ることとし、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラや河川対策を契機に更なる良好な河川環境を創出するネイチャーポジティブを推進します。

さらに、気候変動の影響を踏まえ、緑川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進します。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、緑川水系の河川整備の進め方について、整備計画本文P3-1「河川整備の基本理念」に記載しています。

## 意見の内容

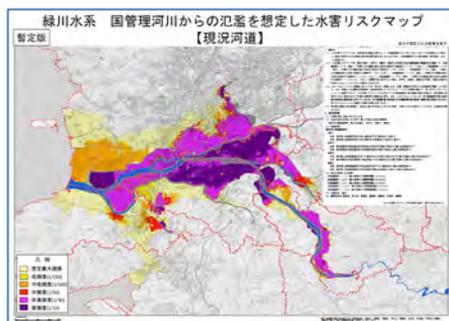
- ・堤内地の土地利用をどう考えるかは、災害リスクとリンクして考えなければならない。
- ・実質的な治水安全度のことを考えなければならない。今回の変更で $w=1/30$ から $w=1/60$ に河川の安全度があがっても、これまで人の住んでいなかったエリアに人が住むようになってしまっただけでは、安全度が上昇したとは言えない。そのようなことにならないよう、流域住民への啓発を忘れてはならない。

## 意見に対する取組状況と考え方

■土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討に活用してもらうため水害リスクマップの作成を進めていきます。

また、特定都市河川指定制度では、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定による税金の減免制度や移転等の支援制度を活用することができます。こういった制度を活用した、河川整備と土地利用規制等をセットにしたまちづくりの必要性を説明していきます。

## 水害リスクマップ(外水)



## 多段階の浸水想定図(外水)



## 特定都市河川浸水被害対策法の全体像

### 平成15年制定時の 主な制度

#### 対象河川

市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

#### 流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

#### 河川管理者による 雨水貯留浸透施設の整備

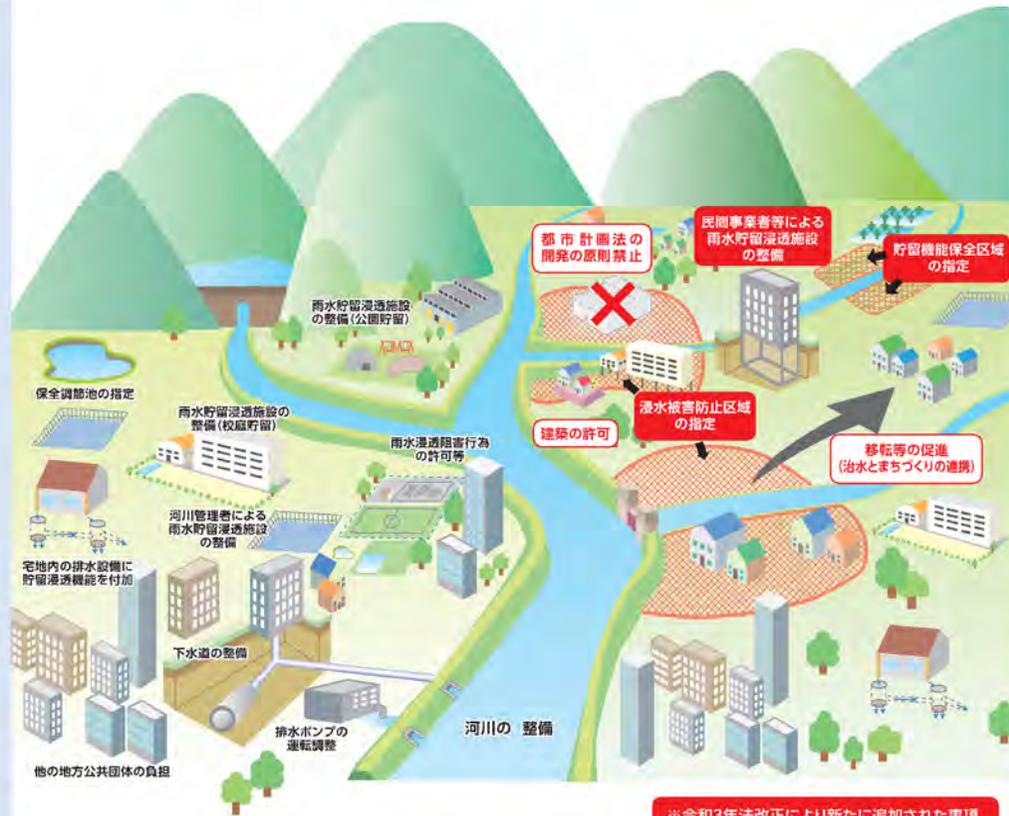
流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

#### 保全調整池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

#### 雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為については都道府県知事等の許可が必要。



※令和3年法改正により新たに追加された事項

### 令和3年改正時に 追加された主な制度

#### 対象河川の拡大

「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

#### 民間事業者等による 雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

#### 貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

#### 浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、ご意見を踏まえ、整備計画本文P5-7「流域全体を視野に入れた取組(流域治水対策の推進)」に記述を追加します。

## 意見の内容

- ・最近は雨の振り方が年々強くなっている。河川内のみの対策だけでなく、河川区域外でも、降った雨を一時的に貯める貯留施設などを設置する対策を進めて行って欲しい。
- ・内水対策について、支流である竜野川の整備が進むことは大変良いことだが、甲佐町内におけるその他の支流においても毎年のように内水氾濫が起きているが、整備の計画はないのか。

## 意見に対する取組状況と考え方

■緑川流域では「流域治水プロジェクト2.0」を公表しており、雨水貯留・雨水浸透施設整備等を含む「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」を流域のあらゆる関係者が取り組むこととしています。

特定都市河川指定に向けた取組を進める竜野川では、緑川と竜野川の合流点処理について、関係機関と調整・協議の上、調査・検討を行い必要な対策を実施します。その他、特定都市河川の予定流域において、雨水の貯留・浸透による流出抑制を図るため、関係機関と調整・協議の上、調査・検討を行い必要な対策を実施します。

甲佐町防災まちづくり構想（案）



○令和6年9月3日  
特定都市河川指定に向けた 国・県・町の合同勉強会

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、ご意見を踏まえ、整備計画本文P4-27「内水対策」に記述を追加します。

## 4. 河川の整備の実施に関する事項

## 4.1. 河川整備の実施に関する基本的な考え方

■4.1.1. 洪水、高潮、地震・津波等による災害の派生の防止又は軽減

(6)内水対策

既設の排水機場の適切な運用・管理を行うとともに、内水氾濫の被害軽減につながる治水対策の推進を行います。  
(中略)

また、特定都市河川指定に向けた取組を進める竜野川では、緑川と竜野川の合流点処理について、関係機関と調整・協議の上、必要な調査・検討を行い必要な対策を実施します。**その他、町管理河川を含む特定都市河川の予定流域において、雨水の貯留・浸透による流出抑制を図るため、関係機関と調整・協議の上、調査・検討を行い必要な対策を実施します。**

## 意見の内容

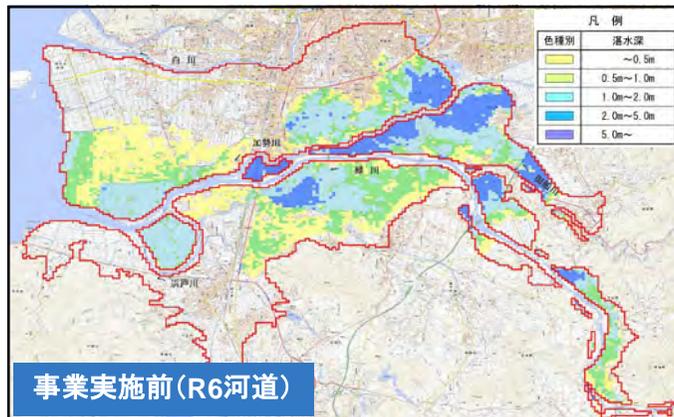
・目標とする流量である4600m<sup>3</sup>/sの規模感が理解しづらいです。今の安全度から整備計画が完了した場合、どの程度安全度が向上するのか明記された方が整備計画の効果が理解できるのではないのでしょうか？（私の理解不足で他のページに表現してあればすいません）

## 意見に対する取組状況と考え方

■河川整備計画では、基準地点城南での目標流量4,600m<sup>3</sup>/sを洪水調節施設で900m<sup>3</sup>/s調節し、3,700m<sup>3</sup>/sの流量安全に流下できる河道とすることとします。（年超過確率1/60の規模の洪水）

なお、この目標は、気候変動の影響により降水量が増大した場合においても現行計画の目標規模（年超過確率1/30）を整備完了時に確保することが可能となる規模となります。

### 整備計画の対象規模(4,600m<sup>3</sup>/s)の洪水における浸水範囲



## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、整備計画本文P3-12「整備の目標」に記述を追加します。

## 意見の内容

・御船川の河道掘削について、早期かつ確実に実施願います。併せて、「ヨシ」「土砂」等の撤去をお願いします。

## 意見に対する取組状況と考え方

■川田堰から上流端の思い出橋区間の上益城郡御船町小坂、御船等は、河積が不足していることから、河道の掘削を実施します。なお、掘削にあたっては、各区間の河川環境の特徴を踏まえ、多様な水辺環境の保全・創出策を講じます。

御船川 河道掘削箇所一覧表

河川名	位置	地名
御船川	0k800～3k200	上益城郡御船町小坂
	4k800～5k800	上益城郡御船町御船

※整備箇所の位置等については、施工性や自然環境・社会環境への影響等を考慮し、変更が生じる場合があります。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、御船川での対策について、整備計画本文P4-12「河道の流下能力の向上【御船川】」に記載しています。

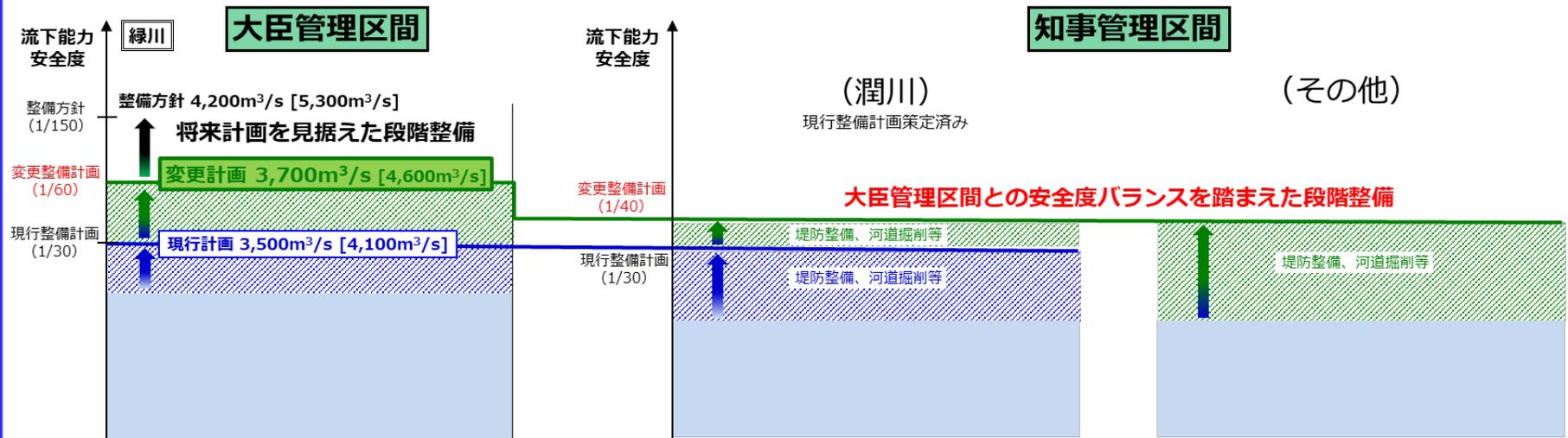
意見の内容

・潤川や浜戸川など下流とのバランスがとれる県区間の整備についても推進をお願いします。

意見に対する取組状況と考え方

■河道の整備にあたっては、先人の川づくりの知恵を参考にするとともに、これまでの改修の経緯を踏まえ、上流部の整備により流下能力が増加することで下流部の安全度に影響を与えることがないように、上流部及び支川での河道掘削等による流下能力の向上を下流部の流下能力と合わせて段階的に進めるなど、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行います。

本・支川バランス（大臣管理区間における整備目標）等を踏まえた安全度イメージ



## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、整備計画本文P3-12「整備の目標」に記述を追加します。

## 3. 河川整備計画の目標に関する事項

## 3.3. 洪水、高潮、地震、津波による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

## ■3.3.2. 整備の目標

## (1) 洪水対策

緑川水系の洪水対策については、

(中略)

さらに、緑川水系の知事管理区間においても、平成26年(2014年)6月に策定した緑川水系潤川河川整備計画の残事業区間や近年浸水被害が発生した木山川等において、上下流バランス等も考慮しながら、整備を進めることとし、緑川本川の年超過確率概ね1/60を踏まえ、知事管理区間では年超過確率が概ね1/40規模の目標流量を安全に流下させることとします。

## 意見の内容

- ・2016年(平成28年)と2023年(令和5年)の洪水については、2013年(平成25年)の河川整備計画の期間内での出来事であり、近年の出来事なのでページ数が増えても説明を入れておくべき。
- ・ここで触れてはあるが、2027年には100年となる昭和2年高潮の被害が忘れ去られがちである。ぜひとも大きく取り上げていただきたい。

## 意見に対する取組状況と考え方

■緑川の過去の主な洪水の多くは6月～7月の梅雨前線に起因しており、近年では、平成28年、令和5年と浸水被害がありました。

また、昭和2年9月の台風の影響により、緑川と浜戸川では、既往最大規模の高潮被害が発生しております。

ご意見を踏まえ、洪水や高潮被害に関する記述を追記します。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、ご意見を踏まえ、整備計画本文P1-33、41、42「既往洪水の概要」に記述を追加します。

## 意見の内容

・堤防の改築も必要だか、子供のころは水質がきれいで、川の中にヨシや竹等の樹木も繁茂してなかった。今ではイノシシやシカが我々の水田に出てくるような状況。早急に対応してほしい。

## 意見に対する取組状況と考え方

■河道内の樹木については、治水上影響を与えている区間については、樹木の伐開や間引き等を行うとともに、定期的な樹木調査や河川巡視により河道内樹木の繁茂による河道断面の維持に努めます。  
また、樹木の繁茂による河道断面の障害の可能性が確認された場合には計画的な伐開等を行います。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、河道内の樹木管理について、整備計画本文P4-53「河道内樹木等の維持管理」に記載しています。

## 意見の内容

・いつ計画以上の豪雨があるかわかりません 洪水調節容量内の堆砂については速やかに除去し、容量を確保していただくとともに、今後も維持管理をお願いします。

## 意見に対する取組状況と考え方

■緑川ダムでは、堆砂対策として、洪水調節容量内の堆積土砂を集中的に除去するため、堰堤改良事業(ダムリフレッシュ事業)に令和6年度より着手しており、対策のための検討及び設計、必要となる施設の整備、堆積土砂の撤去を進めて参ります。

また、大規模な出水が予想される場合には、事前放流を行い、必要な容量の確保を行っています。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、洪水調節容量内の堆砂について、整備計画本文P4-48「緑川ダムの機能の維持」に記載しています。

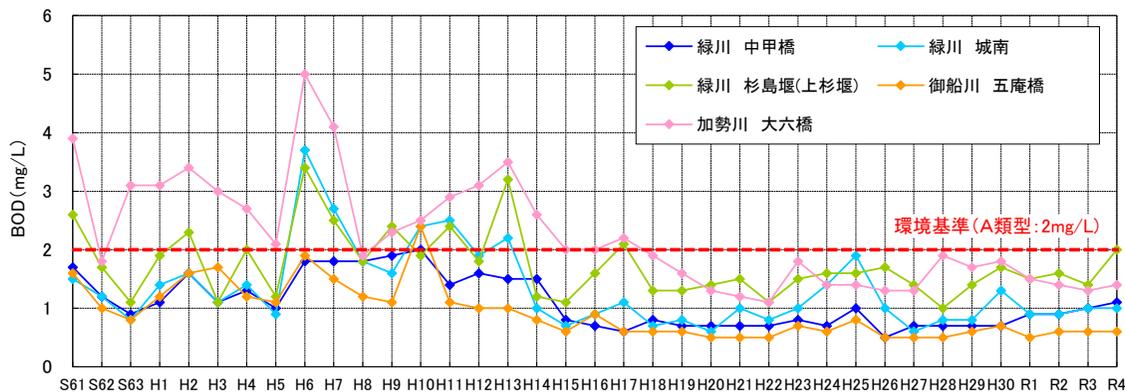
意見の内容

・水質の改善を進めるのであれば、全区間で河川AAを目指さないとダム建設以前の清流緑川は戻ってこないと思う。

意見に対する取組状況と考え方

■緑川ダム下流における中甲橋地点や城南地点の水質は、近年では、AA基準と同等のBOD75%値を記録しております。環境基準(AA類型:1mg/L)

水質については、環境基準を満足する良好な水質を維持するとともに流域全体で更なる水質の向上を図ります。



緑川の水質 (BOD75%値) の経年変化<河川 A 類型>

整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、環境の保全について、整備計画本文P3-17「河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しています。

## 意見の内容

・上流にダムが出来てから、川砂、砂利が減ってきており、川底にはヘドロが堆積している。昔は砂浜が見られ、砂が流れることで川も綺麗になっていた

## 意見に対する取組状況と考え方

■緑川を良好な状態で維持して行くためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要なため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環、土砂の移動及び水源地域の保全等につなげます。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、土砂動態について、整備計画本文P5-10「流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント」に記載しています。

## 意見の内容

・外来植物の対策について、流域としての具体的な施策の展開が必要。

## 意見に対する取組状況と考え方

■外来水草の流出を防ぐためネットを加勢川に2基、木山川、浜戸川、安永川、仁子川に1基ずつ設置をしております。また、江津湖では、民間企業主催のクリーン作戦等も行われており、多くのボランティアの方に参加いただいております。

平成21年(2009年)に設置された「緑川水系水草対策連絡協議会」を主体に、協議会関係者及びボランティアの方々に水草の除去作業を定期的に行っていくとともに、関係機関・地域住民や市民団体等と連携し、外来種対策を実施していきます。



外来水草の流出を防ぐためネットの設置



江津湖の水草除去活動

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、外来種への対策について、整備計画本文P4-64「外来種対策及び在来種の保全」に記載しています。

## 意見の内容

- ・セボシタビラは絶滅危惧種であるため、確実に保全しなければならない。

## 意見に対する取組状況と考え方

- セボシタビラの生息が確認されている木山川について、セボシタビラ、アブラボテ等のタナゴ類の生息環境を保全するために、緩流域の水際植生等の改変を回避します。

## 整備計画への反映等

- 当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、整備計画本文P4-16「河道の流下能力の向上【木山川】」に記載しています。

## 意見の内容

・堰の改築においては、効果的な魚道の整備も併せて行ってほしい。

## 意見に対する取組状況と考え方

■大臣管理区間の杉島堰、丹生宮堰や知事管理区間の美登里堰(天明新川)等において対策等を実施することとしており、具体的な手法については、今後の詳細な調査を踏まえ、施設管理者との必要な協議・調整を行いながら、自然環境、上下流バランス、河川の連続性を考慮しつつ、コスト縮減や完成後の維持管理を含め総合的に検討します。

また、堰等の横断工作物は、河川を遡上・降下する魚類等が上下流を自由に移動できる連続性を確保し、必要に応じ施設管理者と連携した対策を講じます。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、整備計画本文P4-23「横断工作物の対策」及びP4-40「河川の連続性の確保」に記載しています。

## 意見の内容

- ・「緑川固有の文化・歴史」としているが、水運や多くの石橋など、その文化を育んできた歴史的背景にほとんど触れていない。
- ・緑川流域の多くの石橋群などをはじめとする文化遺産の価値付けと、積極的な保存、活用を図るとすべきではないだろうか。
- ・緑川は古地図をまとめたような資料はあるか。そういった伝統や守らないといけないものを明らかにしておけば整備の際も役立つと思う。

## 意見に対する取組状況と考え方

- 緑川流域の文化財及び史跡等は、歴史的にも重要なものが多く存在します。  
特に、国宝通潤橋や国指定文化財である霊台橋を筆頭に数多く存在する石橋は代表的なものとなっております。また、緑川は古くから、物資の輸送に利用された水の道でもあり、文化庁選定「歴史の道百選」に選定されてます。  
  
ご意見を踏まえ、水運や石橋に関する記述を追記します。
- 歴史、文化を継承した川づくりについて、今後「緑川水辺空間計画(案)」を更新し、具体の河川整備に反映していきます。

## 整備計画への反映等

- 当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、ご意見を踏まえ整備計画本文P1-13,16,17「文化」に水運、石橋に関する記述を追加します。  
また、水辺空間計画の更新については、整備計画本文P3-2「河川整備の基本理念」に記載しています。

## 意見の内容

・川尻校区を中心にまちづくりに取り組んできたが、校区だけのまちづくりだけでは駄目なのではないかと感じている。加勢川下流域を対象に、川を中心として、まちづくりにチャレンジしようと思っている。

## 意見に対する取組状況と考え方

■沿川地域の歴史・文化やまちづくりと調和し、さらに安全で快適な河川空間の整備を地域と協働で進めることにより、人と川とのふれあい、賑わいの場創出、そして地域の活性化につながるような施策を推進します。

## 整備計画への反映等

■当該意見に対する取組状況と考え方は、上記のとおりであり、整備計画本文P4-41「河川空間の整備と適正な利用」に記載しています。

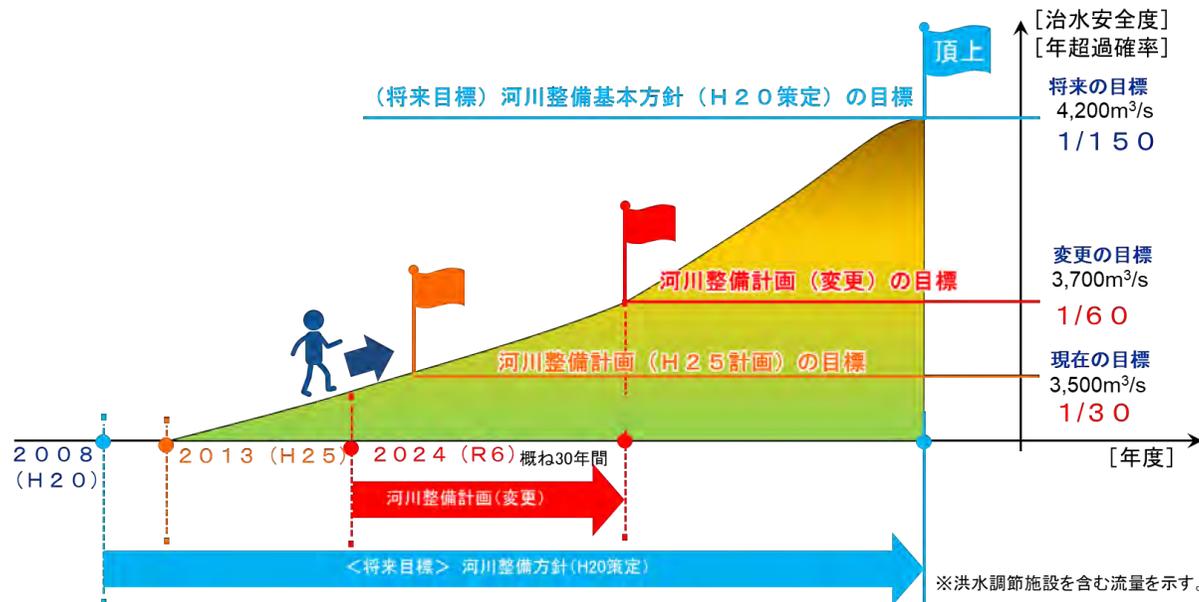
## 意見の内容

「年超過確率を30分の1を60分の1にする。」などの専門的な用語について、一般の人が理解できるよう説明してほしい。

## 意見に対する取組状況と考え方

■ご意見を踏まえ、専門的な用語について用語集を作成します。  
用語集には、グリーンインフラ、ネイチャーポジティブ、DX等の新しい用語についても掲載します。

■緑川における段階整備のイメージ(国管理区間)を登山に例えると



こちらは、緑川の河川整備方針と河川整備計画の関係を登山に例えた図です。

河川整備方針は、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めており、これを山の頂上、登山の最終目標に例えますと、河川整備計画は、基本方針に基づいて20年から30年後の河川整備の目標を定めたもので、これは山の5合目のように、頂上に至る途中の目標になります。

緑川水系河川整備方針では、年超過確率を1/150、基準地点城南における河道に流す流量を4,200 m<sup>3</sup>/sとしています。緑川水系河川整備計画では、年超過確率を1/30から1/60へ変更し、基準地点城南における河道に流す流量を3,500 m<sup>3</sup>/sから3,700m<sup>3</sup>/sに変更します。

## 整備計画への反映等

- 用語集は、河川整備計画本文の巻末に追加します。